

## 提出書類一覧表

### 1 請求区分「4回目継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 昭和38年4月1日●

＜第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:100万円又は50万円＞

提出書類	二特い〜り号、六特い〜り号、十二特、十八特該当者				
	十八特を受給	十二特を最後に受給	六特を最後に受給	二特を最後に受給	全て時効失権
1 請求書 (2-23)	◎	◎	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第二十三回)	◎	◎	◎	◎	◎
3 失格時由 非該当申立書	—	—	—	—	◎ 二特権利取得日 (満:昭51.10.1)
4 恩給証書等 の写し	☆	☆	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書 の写し	☆	☆	☆	☆	—
6 戦傷病者等の 除籍謄(抄)本	—	—	—	—	—
7 請求者の戸籍 の謄(抄)本	◎ ☆ 平8.10.1 ~平18.10.1	◎ ☆ 昭61.10.1 ~平18.10.1	◎ ☆ 六特権利取得日 ~平18.10.1	◎ ☆ 二特権利取得日 ~平18.10.1	◎ ☆ 昭38.4.1 (満:昭48.4.1) ~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の 世帯全員の住民票 の写し	◎	◎	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった 申立書	—	—	—	—	○
10 増加恩給、障害年金等 の請求に関する申立書	—	—	—	—	—
11 相続人であることが認められる戸籍謄(抄)本	○	○	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○	○	○

- 注 1 ◎:必ず提出する書類です。  
 2 ○:必要に応じて提出する書類です。  
 3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書をいいます。)  
 4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。  
 5 「満」は昭和51年改正法による「満洲事変間対象者」をいいます。満洲事変間受傷り病者は、六特い号からの受給になります。  
 6 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

2 請求区分「3回目継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 昭和48年4月1日●

<第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:90万円又は45万円>

提出書類	二特ぬ号、六特ぬ号、十八特該当者			
	十八特 を受給	六特を 最後に受給	二特を 最後に受給	全て 時効失権
1 請求書 (2-23)	◎	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第二十三回)	◎	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	—	◎ 昭51.10.1
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書 の写し	☆	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍 の謄(抄)本	—	—	—	—
7 請求者の戸籍 の謄(抄)本	◎ ★ 平8.10.1 ~平18.10.1	◎ ★ 昭61.10.1 ~平18.10.1	◎ ★ 昭51.10.1 ~平18.10.1	◎ ★ 昭48.4.1 ~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の 世帯全員の住民票 の写し	◎	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった 申立書	—	—	—	○
10 増加恩給、障害年金等 の請求に関する申立書	—	—	—	—
11 相続人であることが認め られる戸籍の謄(抄)本	○	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

5 昭和48年4月1日を基準日とする満洲事変間受傷り病者については、昭和38年4月1日基準日の表を参照してください。

6 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

3 請求区分「3回目継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 昭和54年4月1日●

＜第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:90万円又は45万円＞

提出書類	八特、十一特い号、十二特、十八特該当者			
	十八特を受給	十二特を最後に受給	八特い号・十一特い号を受給	八特ろ・は号を最後に受給
1 請求書 (2-23)	◎	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第二十三回)	◎	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	—	—
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	☆	☆
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	—	—	—	—
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ★ 平8. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 昭61. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 昭59. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 八特権利取得日 ~平18. 10. 1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	—	—
10 増加恩給、障害年金等の請求に関する申立書	—	—	—	—
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

4 請求区分「3回目継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 昭和54年4月1日●

<第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:90万円又は45万円>

提出書類	八特、十一特い号、十二特、十八特該当者		
	八 特 い 号 の み を 受 給	十 一 特 い 号 の み を 受 給	全 時 効 失 権
1 請 求 書 ( 2 - 2 3 )	◎	◎	◎
2 印 鑑 票 ( 第 二 十 三 回 )	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	◎ 昭59. 10. 1	◎ 昭54. 10. 1	◎ 八特権利取得日 (八特い号権利者は 昭59. 10. 1時点も必要)
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書 の写し	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍 の謄(抄)本	—	—	—
7 請求者の戸籍 の謄(抄)本	◎ ★ 昭54. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 昭59. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 昭54. 4. 1 ~平18. 10. 1
8 平18.10.1の請求者の 世帯全員の住民票 の写し	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった 申立書	—	—	○
10 増加恩給、障害年金等 の請求に関する申立書	—	—	—
11 相続人であることが認め られる戸籍の謄(抄)本	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

5 請求区分「2回目継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 昭和58年4月1日●

<第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:60万円又は30万円>

提出書類	十二特、十八特該当者		
	十 を 受 給	八 特 給	十二特を 最後に受給 全 時効失 て 権
1 請求書 (2-23)	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第二十三回)	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	◎ 昭61.10.1
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	—	—	—
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎★ 平8.10.1 ~平18.10.1	◎★ 昭61.10.1 ~平18.10.1	◎★ 昭58.4.1 ~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	○
10 増加恩給、障害年金等の請求に関する申立書	—	—	—
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

6 請求区分「2回目継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 平成3年4月1日●

<第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:60万円又は30万円>

提出書類	十五特、十八特該当者		
	十 を 受 給	十 五 特 を 最 後 に 受 給	全 て 失 効 時
1 請求書 (2-23)	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第二十三回)	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	◎ 平3.10.1
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	—	—	—
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎★ 平8.10.1 ~平18.10.1	◎★ 平3.10.1. ~平18.10.1	◎★ 平3.4.1 ~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	○
10 増加恩給、障害年金等の請求に関する申立書	—	—	—
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

7 請求区分「継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 平成5年4月1日●

<第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:60万円又は30万円>

提出書類	十八特該当者			
	十 を	八 受	特 給	時 効 失 権
1 請 求 書 ( 2 - 2 3 )		◎		◎
2 印 鑑 票 ( 第 二 十 三 回 )		◎		◎
3 失格事由非該当申立書		—		◎ 平8. 10. 1
4 恩給証書等の写し		☆		☆
5 国債又は裁定通知書 の写し		☆		—
6 戦傷病者等の除籍 の謄(抄)本		—		—
7 請求者の戸籍 の謄(抄)本		◎ ☆ 平8. 10. 1 ~平18. 10. 1		◎ ☆ 平5. 4. 1 ~平18. 10. 1
8 平 18.10.1 の請求者の 世帯全員の住民票 の写し		◎		◎
9 事実婚関係にあった 申立書		—		○
10 増加恩給、障害年金等 の請求に関する申立書		—		—
11 相続人であることが認め られる戸籍の謄(抄)本		○		○
12 相続人請求同意書		○		○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

8 請求区分「継続分」の者の提出書類(継続)

●基準日 平成13年4月1日●

<第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:60万円又は30万円>

提出書類	二十特該当者	
	二 を	十 受 特 給
1 請求書 ( 2 - 2 3 )		◎
2 印鑑票 ( 第 二 十 三 回 )		◎
3 失格事由非該当申立書		◎ 平13. 10. 1
4 恩給証書等の写し		☆
5 国債又は裁定通知書の写し		☆
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本		—
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ★ 平13. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 平13. 4. 1 ~平18. 10. 1
8 平 18.10.1 の請求者の世帯全員の住民票の写し		◎
9 事実婚関係にあった申立書		○
10 増加恩給、障害年金等の請求に関する申立書		—
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本		○
12 相続人請求同意書		○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。



9 請求区分「基準日変更分」及び「満洲事変間分」の者の提出書類(新規)

●基準日 平成15年4月1日●

<第二十三回特別給付金国庫債券い号 額面:30万円又は15万円>

提出書類	基準日変更対象者、 満洲事変間対象者
1 請求書 ( 2 - 2 3 )	◎
2 印鑑票 ( 第 二 十 三 回 )	◎
3 失格事由非該当申立書	◎ 平18.10.1
4 恩給証書等の写し	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	—
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ★ 平15.4.1~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎
9 事実婚関係にあった申立書	○
10 増加恩給、障害年金等の請求に関する申立書	○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○
12 相続人請求同意書	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。

(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

10 請求区分「平成18年特例給付金」の者の提出書類(平病死)

●基準日 昭和38年4月1日●

<第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円>

提出書類	二特い〜り号、六特い〜り号、十二特、十八特該当者				
	十八特 を受給	十二特を 最後に受給	六特を 最後に受給	二特を 最後に受給	全 て 時 効 失 権
1 請求書 (2-13)	◎	◎	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第十三回)	◎	◎	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	—	—	◎ 二特権利取得日 (満:昭51.10.1)
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	◎	◎	◎	◎	◎
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎★ 平8.10.1 ~平18.10.1	◎★ 昭61.10.1 ~平18.10.1	◎★ 六特権利取得日 ~平18.10.1	◎★ 二特権利取得日 ~平18.10.1	◎★ 昭38.4.1 (満:昭48.4.1) ~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	—	—	○
10 遺族年金、扶助料等の請求に関する申立書	○	○	○	○	○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 「満」は昭和51年改正法による「満洲事変間対象者」をいいます。

満洲事変間受傷り病者は、六特い号からの受給になります。

6 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

11 請求区分「平成18年特例給付金分」の者の提出書類(平病死)

●基準日 昭和48年4月1日●

<第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円>

提出書類	二特ぬ号、六特ぬ号、十八特該当者			
	十八特 を受給	六特を 最後に受給	二特を 最後に受給	全 て 時 効 失 権
1 請求書 (2-13)	◎	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第十三回)	◎	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	—	◎ 昭51.10.1
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書 の写し	☆	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍 の謄(抄)本	◎	◎	◎	◎
7 請求者の戸籍 の謄(抄)本	◎★ 平8.10.1 ~平18.10.1	◎★ 昭61.10.1 ~平18.10.1	◎★ 昭51.10.1 ~平18.10.1	◎★ 昭48.4.1 ~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の 世帯全員の住民票 の写し	◎	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった 申立書	—	—	—	○
10 遺族年金、扶助料等 の請求に関する申立書	○	○	○	○
11 相続人であることが認め られる戸籍の謄(抄)本	○	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○	○

- 注 1 ◎:必ず提出する書類です。  
 2 ○:必要に応じて提出する書類です。  
 3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)  
 4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。  
 5 昭和48年4月1日を基準日とする満洲事変間受傷り病者については、昭和38年4月1日基準日の表を参照してください。  
 6 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

12 請求区分「平成18年特例給付金分」の者の提出書類(平病死)

●基準日 昭和54年4月1日●

＜第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円＞

提出書類	八特、十一特い号、十二特、十八特該当者			
	十八特を受給	十二特を最後に受給	八特い号・十一特い号を受給	八特ろ・は号を最後に受給
1 請求書 (2-13)	◎	◎	◎	◎
2 印鑑票 (第十三回)	◎	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	—	—
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	☆	☆
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	◎	◎	◎	◎
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ☆ 平8. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ☆ 昭61. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ☆ 昭59. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ☆ 八特権利取得日 ~平18. 10. 1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	—	—
10 遺族年金、扶助料等の請求に関する申立書	○	○	○	○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

13 請求区分「平成18年特例給付金分」の者の提出書類(平病死)

●基準日 昭和54年4月1日●

<第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円>

提出書類	八特、十一特い号、十二特、十八特該当者		
	八特い号のみを受給	十一特い号のみを受給	全時効失権
1 請求書 ( 2 - 1 3 )	◎	◎	◎
2 印鑑票 ( 第 十 三 回 )	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	◎ 昭59. 10. 1	◎ 昭54. 10. 1	◎ 八特権利取得日 (八特い号権利者は 昭59. 10. 1時点も必要)
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	◎	◎	◎
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎★ 昭54. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎★ 昭59. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎★ 昭54. 4. 1~平18. 10. 1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	○
10 遺族年金、扶助料等の請求に関する申立書	○	○	○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

14 請求区分「平成18年特例給付金分」の者の提出書類(平病死)

●基準日 昭和58年4月1日●

<第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円>

提出書類	十二特、十八特該当者		
	十 八 特 を 受 給	十 二 特 を 最 後 に 受 給	全 て 時 効 失 権
1 請求書 ( 2 - 1 3 )	◎	◎	◎
2 印鑑票 ( 第 十 三 回 )	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	◎ 昭61. 10. 1
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	◎	◎	◎
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ★ 平8. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 昭61. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 昭58. 4. 1 ~平18. 10. 1
8 平 18.10.1 の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	○
10 遺族年金、扶助料等の請求に関する申立書	○	○	○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

15 請求区分「平成18年特例給付金分」の者の提出書類(平病死)

●基準日 平成3年4月1日●

<第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円>

提出書類	十五特、十八特該当者		
	十 八 特 を 受 給	十 五 特 を 最 後 に 受 給	全 て 時 効 失 権
1 請求書 ( 2 - 1 3 )	◎	◎	◎
2 印鑑票 ( 第 十 三 回 )	◎	◎	◎
3 失格事由非該当申立書	—	—	◎ 平3. 10. 1
4 恩給証書等の写し	☆	☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し	☆	☆	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本	◎	◎	◎
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ★ 平8. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 平3. 10. 1 ~平18. 10. 1	◎ ★ 平3. 4. 1 ~平18. 10. 1
8 平 18.10.1 の請求者の世帯全員の住民票の写し	◎	◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書	—	—	○
10 遺族年金、扶助料等の請求に関する申立書	○	○	○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本	○	○	○
12 相続人請求同意書	○	○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。

16 請求区分「平成18年特例給付金分」の者の提出書類(平病死)

●基準日 平成5年4月1日●

<第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円>

提出書類	十八特該当者			
	十 を	八 受	特 給	時 効 失 権
1 請 求 書 ( 2 - 1 3 )		◎		◎
2 印 鑑 票 ( 第 十 三 回 )		◎		◎
3 失格事由非該当申立書		—		◎ 平8.10.1
4 恩給証書等の写し		☆		☆
5 国債又は裁定通知書の写し		☆		—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本		◎		◎
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ★ 平8.10.1 ~平18.10.1			◎ ★ 平5.4.1 ~平18.10.1
8 平18.10.1の請求者の世帯全員の住民票の写し		◎		◎
9 事実婚関係にあった申立書		—		○
10 遺族年金、扶助料等の請求に関する申立書		○		○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本		○		○
12 相続人請求同意書		○		○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権を確認する必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となることがあります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。



17 請求区分「平成18年特例給付金分」の者の提出書類(平病死)

●基準日 平成13年4月1日●

<第十三回特別給付金国庫債券わ号 額面:5万円>

提出書類	二十特該当者		
	二 を	十 受	特 給
1 請求書 ( 2 - 1 3 )		◎	◎
2 印鑑票 ( 第 十 三 回 )		◎	◎
3 失格事由非該当申立書		—	◎ 平13. 10. 1
4 恩給証書等の写し		☆	☆
5 国債又は裁定通知書の写し		☆	—
6 戦傷病者等の除籍の謄(抄)本		◎	◎
7 請求者の戸籍の謄(抄)本	◎ ★ 平13. 10. 1 ~平18. 10. 1		◎ ★ 平13. 4. 1 ~平18. 10. 1
8 平 18.10.1 の請求者の世帯全員の住民票の写し		◎	◎
9 事実婚関係にあった申立書		—	○
10 遺族年金、扶助料等の請求に関する申立書		○	○
11 相続人であることが認められる戸籍の謄(抄)本		○	○
12 相続人請求同意書		○	○

注 1 ◎:必ず提出する書類です。

2 ○:必要に応じて提出する書類です。

3 ☆:亡失により提出できない場合省略することができますが、他の資料により受給権の確認をする必要があります。(恩給証書等に代わる資料とは、支払通知書又は額改定通知書等をいいます。)

4 ★:提出された戸籍書類で、戦傷病者と妻の婚姻関係が、基準日以降継続していることが確認できる場合は、戸籍の改正や転籍の場合について、原則として原戸籍等を取る必要はありません。ただし、裁定県での審査により受給権に疑義が生じた場合、提出が必要となる場合があります。

5 戸籍書類については、1つの戸籍書類が他の戸籍書類を必要とする事項を同時に明らかにしている場合は、その一方を省略できます。